

(令和7年)

2025年4月1日より木造建築物を建築する

場合の確認手続きが見直されます

01

都市計画区域外において下記の建物を建築する場合は確認申請が必要となります！



木造
2階建て



木造
平屋建て

200㎡超

金城・弥栄の全域

浜田・旭・三隅の都市計画区域外

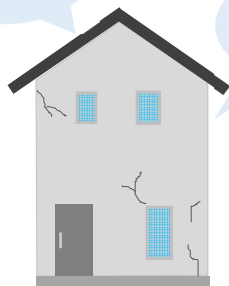
のこれまで申請が必要なかった地域では注意が必要です！

※上記建物に10㎡を超える増築をする場合も申請が必要です。

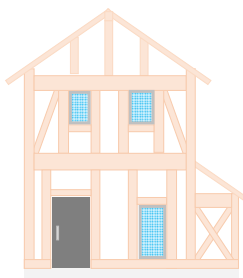
02

下記のような建物の改修は全ての地域で確認申請が必要となります！

屋根改修
(過半の修繕)



外壁改修
(過半の修繕)



大規模な模様替え
大規模な修繕



増築
(10㎡超)

木造2階建て 及び 木造平屋建て (200㎡超)

※大規模な修繕、大規模な模様替え、10㎡を超える増改築

大規模な修繕：主要構造部の一種以上について行う過半の修繕

大規模な模様替え：主要構造部の一種以上について行う過半の模様替え

※仕上材のみの改修は申請不要です。

リフォーム工事をする場合には注意が必要です。

事前に建築士事務所又は浜田市建築住宅課へ相談してください。